

『保育所、幼稚園の事業の確認について』 Q 1

【田中博人】

民間の保育所について県はどのように事業の運営等を定期的に管理、監督しているのか。

【北川龍郎健康福祉部長】

県においては、金沢市を除く民間保育所に対して年に1回、児童福祉法に基づいて実地で、指導監査を行っている。

監査の主な項目は、保育計画やこれに基づく保育内容、給食などの入所児童の処遇に関する事項、施設の設備、構造、衛生管理などの入所児童の生活環境に関する事項、保育室の定員や職員の配置状況、保育所運営費の執行などの保育園運営の適正実施に関する事項などで、これらの項目について関係法令に照らして適切に実施されているかどうかをチェックし、必要に応じて文書指摘などによる改善指導を行っている。